

第3回情報保護監視準備委員会 議事要旨

1 日時

平成26年10月17日（金）午後6時00分頃から同6時15分頃までの間

2 場所

総理官邸4階大会議室

3 出席者

委員長 松島国務大臣

委員長代理 葉梨副大臣

副委員長 加藤内閣官房副長官

磯崎国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官

大塚大臣政務官

杉田内閣官房副長官

委員 国家安全保障局長

内閣審議官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）代理）

内閣情報官

内閣府事務次官

警察庁長官

公安調査庁長官

外務省大臣官房長（外務事務次官代理）

経済産業事務次官

海上保安庁長官

防衛事務次官

4 配付資料

(1) 政令及び運用基準

ア 政令関連

(ア) 施行令等の骨子（資料1）

(イ) 特定秘密の保護に関する法律施行令（資料2）

(ウ) 内閣府本府組織令等の一部を改正する政令（資料3）

(エ) 特定秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令（資料4）

イ 運用基準関連

(ア) 運用基準の骨子（資料5）

(イ) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（資料6）

(2) 今後のスケジュール（資料7）

5 議事概要

(1) 冒頭、松島大臣から、概要以下のとおり挨拶を行った。

○ 10月14日に閣議決定された特定秘密保護法の政令や運用基準の取りまとめに当たっては、関係府省庁の皆様方には多大なる御協力を頂いた。担当大臣として、御礼申し上げます。

○ 特定秘密保護法の成立以降、情報保全諮問会議の委員や実際に運用を行うことになる各府省庁の皆様方と数多くの議論を積み重ね、また、国民から頂いた御意見に真摯に向き合いながら、一歩ずつ、そして丁寧に、政令や運用基準の検討を進めてきた。その成果として取りまとめられたこの政令や運用基準によって、特定秘密保護法のより実効的で適正な運用を確保してまいりたいと考えている。

○ 特定秘密保護法の施行日は12月10日を予定している。各府省庁における特定秘密の指定手続の準備や各種規程の整備、内閣府独立公文書管理監の設置準備等、施行までにやるべきことは山積している。

関係各府省庁の皆様方には、これからの約2ヶ月間、より一層緊密に連携を図りながら、特定秘密保護法の施行に向けて最後の追い込みをかけていただきたいと思う。引き続き御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

(2) 次に、特定秘密保護法施行準備室から、配付資料に基づき、第2回本委員会以降の検討経緯及び今後のスケジュールについて概要以下のとおり説明を行った。

○ 本年7月17日に第2回情報保全諮問会議を開催して政令及び運用基準の素案について議論を行い、これらの案をパブリック・コメントにかけることとした。

○ そして、本年7月24日から8月24日までの約1ヶ月間にわたり、パブリック・コメントを実施し、頂いた約2万4千件の御意見を基に9月10日の第3回情報保全諮問会議で議論し、運用基準案について合計27カ所の修正を行った。

○ その後、各府省庁との間で法令協議を行って、必要な修正を行い、本日お示ししている政令及び運用基準を今週10月14日に閣議決定したところである。

○ 法律の施行期日は本年12月10日である。関係府省庁におかれては、これ

から2ヶ月の間、施行準備に万全を期していただきたい。

- 具体的には、特定秘密の指定について、指定すべき情報のリストアップや関係文書の整備を始めとする指定に係る手続の準備を迅速に進めていただきたい。国民の関心も非常に高いことから、国民に対する説明責任はしっかりと果たす必要があり、今年の年末には指定の件数なりを一旦取りまとめ、来年の国会報告に向けて準備を進めていきたいと考えている。
 - また、施行令第12条や運用基準において、指定した特定秘密を適切に保護するための規程を定めることとしているが、今後内閣官房においてモデル規程等を作成し、これを参考として、各府省庁において内部規程の準備を着実に進めていただきたい。
 - その他、適性評価の実施等について、内閣官房としても各種支援を惜しまない考えである。関係省庁間で緊密に協力して体制整備を進めていただくとともに、通報窓口についても施行と共に設置・公表できるよう、各府省庁において適切に準備を進めていただきたい。
- (3) 新たに特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当することとなった葉梨副大臣及び大塚大臣政務官から就任の挨拶が行われたほか、出席者から概要以下のとおり発言があった。
- 施行に向けて残すところあとわずかとなった。本日お集まりいただいた皆様方には、特定秘密を適確に保護するための体制の構築に向け、引き続き、各種施行準備作業を進めていただきたい。よろしく願います。
 - ようやく施行準備が整いつつあり、本当に感慨無量である。最後の最後に向けて険しい道になっており、施行準備はまだあるが、よろしく願いたい。
 - 残された時間は約2ヶ月であるが、施行に向け、職責を精一杯果たしていこうと思っている。御関係の皆様におかれても、特定秘密保護法が円滑に施行されるよう、これからも御尽力いただきたい。
 - 現在でも国家の安全保障分野における秘密はあり、それを各役所で適切に指定していたが、それについてより明確なルールを定め、全省庁において統一的な運用を図り、そういった秘密を漏らした公務員の罰則を世界標

準にする。この法律は全くやましいところはないものと考えている。

- 本法は、特定秘密保護法というより、情報の管理・公開に関する手続法という側面が強くなったのではないかと個人的には考えているところであり、この点について皆様にも広く理解していただくよう努めてまいりたいと思っている。
- 法の施行後は、内閣総理大臣による指揮監督を補佐する機関として、「内閣保全監視委員会」を設置することになっている。具体的な構成等については現在検討中であるが、本日お集まりいただいた皆様方には中心的な役割を担っていただくことになるので、改めてよろしくをお願いしたい。
- 施行後は、内閣情報調査室が特定秘密保護法の運用支援を行っていくことになる。その担当部署を含む法施行後の体制構築に向けて、本日お集まりいただいた皆様方には、引き続き、協力をお願いしたい。

(以上)